

横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会

選定結果報告書

(横浜市霧が丘コミュニティハウス)

令和4年8月

1 経緯

横浜市霧が丘コミュニティハウスの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者および次点候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会 委員（委員長ほか 50 音順）

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

委員 上野 可南子（中小企業診断士）

委員 後藤 正博（霧が丘連合自治会副会長）

委員 谷岸 美砂子（緑区保健活動推進員会副会長）

委員 平井 孝幸（緑区スポーツ推進委員連絡協議会会長）

3 審査の経過

令和4年5月18日 第1回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法等の決定等）

令和4年5月30日 公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

令和4年6月9日 応募者説明会及び現地見学会（参加2団体5人）

令和4年6月16日～6月17日 公募要項等に関する質問の受付（質問数4）

令和4年6月24日 公募要項等に関する質問の公表

令和4年6月30日 応募書類受付開始

令和4年7月1日 応募書類受付の終了（2団体提出）

令和4年8月13日 第2回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（面接審査・審議、候補団体の選定）

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市緑区地区センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「横浜市霧が丘コミュニティハウス指定管理者選定の評価基準項目」にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を行い、指定候補者および次点候補者を選定することとしました。

なお、点数については、各委員 170 点を持点とし、各委員の合計額を評価点としました。また、最低基準点については加減点項目を除く評価基準項目の合計点の6割（480点）としました。

5 応募の資格及び欠格事項・失格事項

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

<参考 公募要項>

7 応募に関する事項

(3) **応募団体の資格**

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

(4) **欠格事項**

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※ 本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとし、当該共同事業体の構成団体が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

※ 中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、当該中小企業等協同組合の担当組合員が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

(6) 留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

イ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

エ 団体職員以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては構成団体、中小企業等協同組合にあたっては組合員となっている団体）の職員以外の者が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 指定管理者応募団体説明会及び現地見学会への代理出席

(イ) 事業計画書等応募書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

オ **応募団体の失格**

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

① ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

6 応募団体

2 団体から応募がありました。

- (1) 一般社団法人緑区区民利用施設協会
- (2) 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を厳正に行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

(1) 順位

- ア 1位 特定非営利活動法人ワーカーズコープ（指定候補者）
- イ 2位 一般社団法人緑区区民利用施設協会（次点候補者）

(2) 得点

項 目	1 位	2 位
1 基本条件の理解度（15点×5人=75点）	60	49
2 公平性（10点×5人=50点）	38	32
3 安定性・安全性（25点×5人=125点）	93	91
4 運営の実施効果（20点×5人=100点）	76	66
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 （20点×5人=100点）	80	66
6 効果的な自主事業展開（20点×5人=100点）	76	68
7 効率性（25点×5人=125点）	92	93
8 積極性、意欲（10点×5人=50点）	42	34
9 新型コロナウイルス感染症等に係る対応 （10点×5人=50点）	36	36
10-1 団体の資質・実績（5点×5人=25点）	19	19
加減点項目を除く合計（800点）※	612	554
10-2 現指定管理者の評価 〔（-5点～+5点）×5人=-25点～+25点〕	0	12
10-3 市内中小企業又は地域住民を中心に設立された団体 （5点×5人=25点）	0	25
合 計（850点）	612	591

※ 最低基準点：800点×6割=480点

8 審査講評

(1) 特定非営利活動法人ワーカーズコープ（指定候補者）

地域福祉保健計画等に基づき地域を分析した上で、課題を把握し解決に向けて取り組んでいくという姿勢が見られた。紙媒体以外の図書機能が注目されてきている中、朗読CDコーナーの導入は、目の不自由な方や子どもへの読み聞かせを目的とした利用者に大変有効であると考えられる。また、横浜市障害者福祉政策を意識したボッチャ等の自主事業の展開は、ニーズを的確に捉えた提案内容だと感じられた。今後は、合築施設であるケアプラザ等と連携し、稼働率の向上のほか、地域とつながりのある拠点を作っていくという観点から、様々な企画に取り組んでほしい。

(2) 一般社団法人緑区区民利用施設協会（次点候補者）

第1期から第3期の15年間にわたり本施設の運営を行ってきた実績があり、今回の提案書を見ても安定した管理運営を行うだけの力があるとは認められた。しかしながら、共生社会を意識した運営や和室・研修室の稼働率向上、インターネットを活用した自主事業の展開など、取り組むべき課題に対する明確な方針が示されず、全体を通して厳しい評価となった。また、運営を通して地域づくりを推進していくという姿勢が十分に感じられなかった。

9 総評

加減点項目を除いたほぼ全ての項目で、次点候補者の得点を上回り、総得点が高かった特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定候補者として決定した。次期運営者には、霧が丘の地域特性や地域ニーズの把握に努め、合築施設であるケアプラザや周辺施設と連携し、共生社会を意識した運営を期待したい。